第十八節　戸籍法に規定する審判事件

（就籍許可の審判の発効等の通知・法第二百二十六条等）

第百十九条　次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、遅滞なく、当該各号に定める地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

一　就籍許可の審判が効力を生じたとき　就籍しようとする地

二　戸籍の訂正についての許可の審判が確定したとき　その戸籍のある地

第十九節　厚生年金保険法等に規定する審判事件

（請求すべき按分割合に関する処分の審判の申立書の添付書類・法第二百三十三条）

第百二十条　請求すべき按分割合に関する処分の審判の申立書には、次の各号に掲げる審判の区分に応じ、当該各号に定める文書を添付しなければならない。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による審判　同法第七十八条の四第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項の規定による審判　同法第九十三条の七第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

三　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による審判　同法第百七条第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

四　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十三条の五第二項の規定による審判　同法第九十三条の七第一項の情報の内容が記載された文書であって、同項の規定により提供されたもの

（相続の放棄の承認についての申述書の記載事項等・法第二百四十二条）

第百二十一条　破産手続における相続の放棄の承認についての申述書には、法第二百四十二条第三項において準用する法第二百一条第五項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被相続人の氏名及び最後の住所

二　相続の放棄をした者の氏名及び住所

三　被相続人と相続の放棄をした者との続柄

四　相続の放棄の申述を受理した裁判所及び受理の年月日

五　申述者が相続の放棄があったことを知った年月日

2　第三十七条から第四十一条までの規定は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述について準用する。

（共有財産の分割に関する処分の審判の申立書の記載事項等に関する規定の準用・法第二百四十二条）

第百二十二条　第九十一条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判の申立書について、第九十二条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案とする保全処分について、第百六条の規定は破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判について準用する。

第二十一節　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

（遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立書の添付書類・法第二百四十三条）

第百二十三条　遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立書には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第一項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。）を添付しなければならない。

第三編　家事調停に関する手続

第一章　総則

第一節　通則

（移送等における取扱い等に関する規定の準用・法第二百四十六条）

第百二十四条　第八条第二項の規定は法第二百四十六条第二項及び第三項の規定による移送の裁判について、第九条の規定は法第二百四十六条第一項から第三項までの規定による移送の裁判について準用する。

（家事調停官の権限・法第二百五十一条）

第百二十五条　家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の処理について、この規則において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理に関する権限を行うことができる。

（期日調書等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第二百五十三条等）

第百二十六条　第三十一条及び第三十二条の規定は法第二百五十三条の調書について、第三十四条の規定は家事調停事件の記録の正本等について、第三十五条の規定は家事調停事件の記録の閲覧等について準用する。この場合において、第三十一条第一項第二号中「裁判官」とあるのは「裁判官又は家事調停官、家事調停委員」と、第三十二条第一項第一号中「及び申立ての取下げ」とあるのは「、申立ての取下げ、法第二百六十八条の合意及び法第二百七十一条又は第二百七十二条第一項の規定による事件の終了」と、第三十五条中「法第四十七条第一項に規定する記録の閲覧等」とあるのは「家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付」と読み替えるものとする。

2　民事訴訟規則第六十八条から第七十七条までの規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「家事事件手続規則第百二十六条第一項において読み替えて準用する同規則第三十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「家事調停に関する審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第二百八十八条において準用する同法第九十七条第二項」と、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。

第二節　家事調停の申立て

（家事調停の申立て等・法第二百五十五条等）

第百二十七条　家事調停の申立てについては第三十七条から第四十一条まで及び第四十七条の規定を、遺産の分割の調停の申立書については第百二条第一項の規定を、寄与分を定める処分の調停の申立書については同条第二項の規定を、請求すべき按分割合に関する処分の調停の申立書については第百二十条の規定を準用する。

第三節　家事調停の手続

（家事調停の手続における参加及び排除等・法第二百五十八条）

第百二十八条　家事調停の手続における参加及び排除については第二十七条及び第二十八条の規定を、家事調停の手続における受継については第二十九条（第四項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第三十六条の規定を、家事調停の手続の期日については第四十二条及び第四十三条の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第四十四条第一項、第四十五条及び第四十六条の規定を、家事調停に関する審判については第四十九条から第五十一条まで（第四十九条第三項及び第五十条第四項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第四十九条第三項、第五十条第四項及び第五十一条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十七条第一項又は第六項」とあるのは、「第二百五十四条第一項又は第四項」と読み替えるものとする。